

第5回福島県「県民健康管理調査」検討委員会 次第

日 時：平成24年1月25日(水)14:45～16:45

場 所：コラッセふくしま 4階 多目的ホールA

1 開会

2 議題

- (1) 基本調査について
- (2) 詳細調査について
 - ① 甲状腺検査
 - ② 健康診査
 - ③ こころの健康度・生活習慣調査
 - ④ 妊産婦に関する調査
- (3) アドバイザリーグループについて
- (4) 県民健康管理ファイルについて
- (5) その他

3 閉会

福島県「県民健康管理調査」検討委員会委員名簿

平成24年1月25日

○ 委 員

(敬称略)

| 氏 名 | 現 職 |
|-----------------------|--|
| 明 石 真 言 | 独立行政法人放射線医学総合研究所理事 |
| 児 玉 和 紀 | 財団法人放射線影響研究所主席研究員 |
| 神 谷 研 二 | 国立大学法人広島大学原爆放射線医科学研究所所長・教授 (公立大学法人福島県立医科大学副学長) (福島県放射線健康リスク管理アドバイザー) |
| 山 下 俊 一 | 公立大学法人福島県立医科大学副学長 (福島県放射線健康リスク管理アドバイザー) |
| 星 北 斗 | 社団法人福島県医師会常任理事 |
| 阿 部 正 文 | 公立大学法人福島県立医科大学理事兼副学長 (医学部病理病態診断学講座主任 (教授)) |
| 安 村 誠 司 | 公立大学法人福島県立医科大学医学部 公衆衛生学講座主任 (教授) |
| 佐 藤 節 夫 〔代理：長澤 脩一〕 | 福島県保健福祉部長 〔福島県保健福祉部次長〕 |

○ オブザーバー

(敬称略)

| 氏 名 | 現 職 |
|-----------|--------------------------------------|
| 瀧 上 善 弘 | 内閣府原子力災害対策本部 原子力被災者生活支援チーム医療班 |
| 伊 藤 宗 太 郎 | 文部科学省科学技術政策研究所総務研究官 (EOC 医療班 班長) |
| 塚 原 太 郎 | 厚生労働省大臣官房厚生科学課長 |
| 佐 藤 敏 信 | 環境省総合環境政策局環境保健部長 |
| 細 矢 光 亮 | 公立大学法人福島県立医科大学医学部 小児科学講座主任 (教授) |
| 藤 森 敬 也 | 公立大学法人福島県立医科大学医学部 産科婦人科学講座主任 (教授) |
| 鈴 木 眞 一 | 公立大学法人福島県立医科大学医学部 器官制御外科学講座教授 |

第5回福島県「県民健康管理調査」検討委員会 資料

日 時：平成24年1月25日（水）14:45～16:45

場 所：コラッセふくしま 4階 多目的ホールA

資料1：基本調査について

資料2：甲状腺検査について

資料3：健康診査の実施状況について

資料4：こころの健康度・生活習慣に関する調査について

資料5：妊産婦に関する調査について

資料6：福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ

資料7：県民健康管理ファイル 概要（案）

別冊資料

- ・ こころの健康度・生活習慣に関する調査調査票（一般用）
- ・ こころの健康度・生活習慣に関する調査調査票（子ども用①）
- ・ こころの健康度・生活習慣に関する調査調査票（子ども用②）
- ・ こころの健康度・生活習慣に関する調査調査票（子ども用③）
- ・ 妊産婦に関する調査調査票

県民健康管理（全県民対象）

線量を把握（基礎データ）

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
方法：自記式質問票
内容：3月11日以降の行動記録
（被ばく線量の推計評価）

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査（18歳以下の全県民（県外避難者含む）に順次実施）

内容：甲状腺超音波検査
※3年程度で対象者全員の現状を把握し、その後は定期的に検査

健康診査（既存の健診を活用）

対象者：避難区域等の住民 及び 基本調査の結果必要と認められた方
内容：一般健診項目＋白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、がん検診等を定期的に受診することが、疾病の早期発見・早期治療につながる。

既存健診の対象外の県民への健診実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査（避難区域等の住民へ質問紙調査）

妊産婦に関する調査（22年8月1日～23年7月31日の母子健康手帳申請者へ質問紙調査）

継続して管理

県民健康管理ファイル（仮称）

☆健康調査や検査の結果を
個人が記録・保管
☆放射線に関する知識の普及

データベース構築

- ◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
- ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

・ホールボディカウンター
・個人線量計

相談・支援

フォロー

治療

基本調査について

1 調査目的

全県民を対象とした「基本調査」は、原発事故に関して、空間線量が最も高かった時期（震災後7月11日までの4か月間）における外部被ばく線量を県民一人一人の行動記録を基に推計、把握し、将来にわたる県民の健康の維持、増進につなげていくことを目的に実施している。

2 対象者；平成23年3月11日時点での県内居住（滞在）者

- ① 平成23年3月11日～7月1日に県内に住民登録があった方
 - ・震災以降に県外に避難した方を含む
 - ・住民票を県外に移動した方を含む→～7月1日の住基データで対応。
- ② 平成23年3月11日～7月1日に県内に居住していたが、住民登録が県外にある方
- ③ 平成23年3月11日～7月1日に県内に通勤通学していた県外居住者
- ④ 平成23年3月11日～3月25日に県内に一時滞在した県外居住者
→②～④は本人の申し出により対応（問診票を送付）。

3 方法；問診票（自記式質問票）

4 内容；3月11日以降の行動記録（被ばく線量の推計） 等

5 実施（回収）状況（24/1/20 現在）

- 全県
 - ・対象 2,057,047 人、回収 426,932 件、回収率 20.8%
 - ※ 相双地区で 35%を超えているが、会津、南会津地域では 15%を下回っている。
- 先行実施；浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区
 - ・対象 29,097 人、回収 14,610 件 回収率 50.2%
 - ※ 年齢別回収（回答）率では、60 歳代が 63.1%と最も高く、20 歳代が最も低い状況にある。

図表 1 基本調査 回収状況 H24. 1. 20現在

| 地域区分 | 調査対象者数 a | 回収数 b | 回収率 c=b/a | 備考 |
|--------------------------------|-------------|-----------|--------------|-------|
| 先行調査 〔川俣(山木屋), 浪江町, 飯館村〕 | 29,097 | 14,610 | 50.2% | |
| 全県民 調査 | 県北 | 504,291 | 118,652 | 23.5% |
| | 県中 | 560,116 | 103,980 | 18.6% |
| | 県南 | 152,776 | 24,492 | 16.0% |
| | 会津 | 267,696 | 37,845 | 14.1% |
| | 南会津 | 30,831 | 3,890 | 12.6% |
| | 相双 | 168,409 | 59,422 | 35.3% |
| | いわき | 343,831 | 64,041 | 18.6% |
| | 計 | 2,027,950 | 412,322 | 20.3% |
| 合計 | 2,057,047 | 426,932 | 20.8% | |

図表 2 問診票回答者年齢別内訳 平成24年1月20日 現在

| 年齢区分 | 年齢別 構成数 | 年齢別 回答数 | 年齢別 回答率 | 備考 |
|-------|------------|------------|------------|----|
| 0～10 | 2,572 | 1,199 | 46.6 | |
| 11～20 | 2,893 | 1,329 | 45.9 | |
| 21～30 | 3,020 | 1,103 | 36.5 | |
| 31～40 | 3,043 | 1,397 | 45.9 | |
| 41～50 | 3,301 | 1,570 | 47.6 | |
| 51～60 | 4,736 | 2,498 | 52.7 | |
| 61～70 | 3,809 | 2,404 | 63.1 | |
| 71～80 | 3,330 | 1,921 | 57.7 | |
| 81～ | 2,393 | 1,189 | 49.7 | |
| 計 | 29,097 | 14,610 | 50.2 | |

6 回収率の向上に向けて

基本調査が、今後の長期にわたる健康管理の重要な基礎資料となるとともに、自らの外部被ばく線量を知る唯一の機会である等、調査の趣旨のさらなる周知を図る。

○ 主な取組み

県広報紙、新聞等への掲載

広報用DVD、ポスター、チラシ（小中高校）の配布

甲状腺検査等、検査、健診受診者への周知

書き方支援（説明会）等の実施

未回答者に対する再度の依頼文書送付 等

今後、市町村や各種団体、企業単位での啓発活動を行うなど、さらなる回収率の向上を図る。

7 「外部被ばく線量推計値」について

基本調査問診票の行動記録を基に、（独）放射線医学総合研究所（放医研）開発の「外部被ばく線量評価システム」により、個人ごとの外部被ばく線量を推計する。

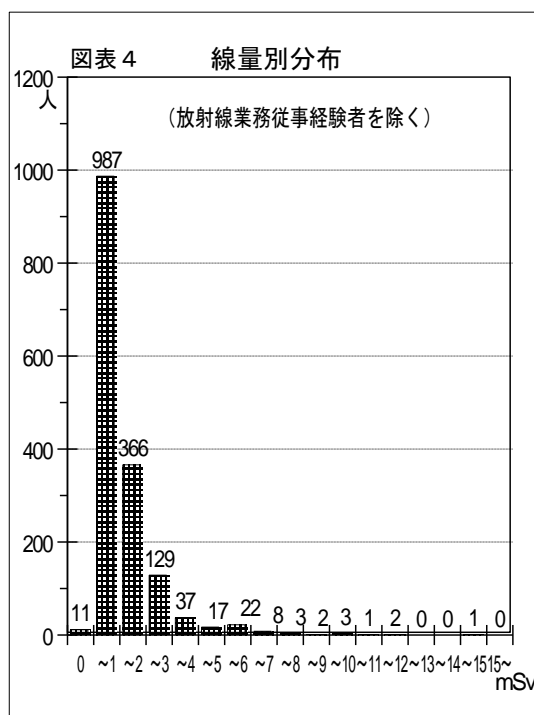
平成23年12月13日、「先行実施地区」1,727人に係る7月11日までの4か月間を対象とした推計値を取りまとめ公表するとともに、順次、各人に通知した。

放射線業務従事経験者以外の方1,589人について分析した結果、最高値は14.5mSvであった（全体の97.4%が5mSv未満となった）。「これにより放射線による健康被害は考えにくい」状況との評価とした。

引き続き、線量の推計を行い、回答された方々に対し、順次、結果をお知らせしていく。

図表3 線量別・地区別内訳

| 積算線量 (mSv) | 推計 全データ A | 放射線業務 従事者以外 B | Bの内訳地域区分) | | | Bの割合(%) | |
|---------------|-----------------|---------------------|-----------------|----------|----------|---------|-------|
| | | | 川俣町 山木屋 C | 浪江町 D | 飯館村 E | F | G |
| 0 | 15 | 11 | | 11 | | 0.7 | 97.4 |
| ～1未満 | 1,069 | 987 | 47 | 929 | 11 | 62.1 | |
| ～2未満 | 398 | 366 | 87 | 262 | 17 | 23.0 | |
| ～3未満 | 137 | 129 | 51 | 70 | 8 | 8.1 | |
| ～4未満 | 38 | 37 | 26 | 8 | 3 | 2.3 | |
| ～5未満 | 18 | 17 | 7 | 3 | 7 | 1.1 | 2.4 |
| ～6未満 | 23 | 22 | 9 | 2 | 11 | 1.4 | |
| ～7未満 | 9 | 8 | 1 | 2 | 5 | 0.5 | |
| ～8未満 | 5 | 3 | | 3 | | 0.2 | |
| ～9未満 | 3 | 2 | | 2 | | 0.1 | 0.2 |
| ～10未満 | 3 | 3 | | 1 | 2 | 0.2 | |
| ～11未満 | 3 | 1 | | 1 | | 0.1 | |
| ～12未満 | 3 | 2 | | 2 | | 0.1 | |
| ～13未満 | 1 | | | | | 0.0 | |
| ～14未満 | | | | | | 0.0 | 0.0 |
| ～15未満 | 1 | 1 | | | 1 | 0.1 | |
| 15以上 | 1 | | | | | 0.0 | 0.0 |
| 計 | 1,727 | 1,589 | 228 | 1,296 | 65 | 100.0 | 100.0 |



甲状腺検査について

1 目的

今回の東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による健康の影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと考えられているが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されている。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、現時点での甲状腺の状況を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、平成23年10月より甲状腺検査を実施している。

2 対象者

- 平成23年3月11日（震災時）に0歳から18歳までの全県民（県外避難者も含む。）約36万人
具体的には平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者（県外避難者を含む。）

3 実施計画等

(1) 検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり（結節性病変）等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において次検査（詳細な超音波検査、採血、尿検査、必要に応じて細胞診等）を実施する。

(2) 実施スケジュール

平成23年10月から平成26年3月までに、先行検査（現状確認のための検査）として対象全県民に検査を実施する。

また、平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定。なお、対象者を平成24年4月1日までに生まれた者に拡大して行う。

- (3) 平成23年末までに福島県立医科大学附属病院の他、南相馬市等において14,442人の検査を実施した。平成24年1月からは伊達市へ検査に入り、年度内に国が指定する避難区域等の対象者約28,000人を検査するとともに、県外居住者に対しても避難先地（県外）で検査を受けられるよう県外医療機関を指定するなど甲状腺検査体制を整備していく。

■スケジュール及び対象者

| | 事項 | 時期 | 実施場所 | 対象者 |
|-----------|-------------|----------------------|---|--|
| 検査 1回目 | ↑ 先行検査 | 平成23年10月 ～11月 | 福島県立医科大学 | 計画的避難区域（以下「先行区域」という。）の対象者の一部（川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村） |
| | ↓ 全県先行検査 | 平成23年11月 ～平成26年3月 | 保健センター、公民館、学校等の施設 〔福島県立医科大学医師等の派遣、県内外の医師等の協力により実施〕 | 先行区域内の未実施者及び先行検査以外の対象者 |
| 2回目以降 | 全県本格検査 | 平成26年4月以降 | 県内の検査拠点施設や県外の医療機関等 | 上記「対象者」全員 ※20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を実施 |

甲状腺検査の実施状況について（平成23年12月末日現在）

（単位：人）

| 市町村名 | | 対象者数 (A) | (A)のうち 検査済者 (B) | (B)のうち 県内居住者 (C) | (B)のうち 県外居住者 (D) | (B)の年齢内訳（歳） | | | |
|-------------|------------------|-------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | | 受診率(B)/(A) % | 率(C)/(B)% | 率(D)/(B)% | 0～5歳 | 6～10歳 | 11～15歳 | 16歳～ |
| 医科大学 実施分 | 川俣町 (山木屋地区) | 181 | 158 87.3% | 151 95.6% | 7 4.4% | 3,425 (23.7%) | 3,938 (27.3%) | 4,277 (29.6%) | 2,802 (19.4%) |
| | 浪江町 | 3,636 | 2,722 74.9% | 1,860 68.3% | 862 31.7% | | | | |
| | 飯舘村 | 1,091 | 885 81.1% | 832 94.0% | 53 6.0% | | | | |
| | 計 | 4,908 | 3,765 76.7% | 2,843 75.5% | 922 24.5% | | | | |
| 出張 検査分 | 川俣町 (山木屋地区以外) | 2,239 | 1,977 88.3% | 1,964 99.3% | 13 0.7% | | | | |
| | 南相馬市 | 12,568 | 8,700 69.2% | 6,452 74.2% | 2,248 25.8% | | | | |
| | 計 | 14,807 | 10,677 72.1% | 8,416 78.8% | 2,261 21.2% | | | | |
| 合計 | | 19,715 | 14,442 73.3% | 11,259 78.0% | 3,183 22.0% | | | | |

※「全対象者数(A)」は、平成23年12月31日現在、対象市町村から提供された住民データに基づく人数

- 平成23年度中に避難区域等市町村の対象者検査を予定
- 平成23年末までに、今年度実施市町村の対象者約48,000に検査受診のお知らせを発送済
- 平成23年12月末までに対象者のうち73.3%が受診済。平成24年1月から3月までの対象者のうち80.1%の方が検査申込済（同意書提出ベース）

福島県立医科大学で実施した甲状腺検査の結果について

| | |
|-----------------|--------|
| 検査実施総数（医科大学実施分） | 3,765人 |
|-----------------|--------|

| 判定結果 | 判定内容 | 人数（人） | 割合（％） |
|------|-----------------------------------|--------|-------|
| A判定 | (A1) 結節や嚢胞を認めなかったもの | 2,622人 | 69.6% |
| | (A2) 5.0mm以下の結節や20.0mm以下の嚢胞を認めたもの | 1,117人 | 29.7% |
| B判定 | 5.1mm以上の結節や20.1mm以上の嚢胞を認めたもの | 26人 | 0.7% |
| C判定 | 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの | 0人 | 0% |

〔判定結果の説明〕

- ・ A1、A2判定は次回（平成26年度以降）の検査まで経過観察
 - ・ B、C判定は二次検査（二次検査対象者に対しては、二次検査日時、場所を改めて通知して実施）
- ※ 結節、嚢胞両方の所見に該当しているケースも存在

（参考）

| 判定結果 | 人数（人） | 割合（％） | 計 |
|----------|----------|--------|-------------------|
| 結節を認めたもの | 5.1mm以上 | 26人 | 82人 (2.2%) |
| | 5.0mm以下 | 56人 | |
| 嚢胞を認めたもの | 20.1mm以上 | 0人 | 1,086人 (28.8%) |
| | 20.0mm以下 | 1,086人 | |

甲状腺全県先行検査(避難区域等市町村)検査実施計画 (平成24年1月から3月) No.1

1 実施時期

平成24年1月から平成24年3月まで

2 対象者

国指定等避難区域等市町村（医大実施分、12月まで実施分を除く）

伊達市、田村市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、葛尾村

上記対象者数 27,467名（平成23年11月21日現在）

上記内訳：県内市町村居住者 21,982名

県外避難者 5,485名

3 実施計画

- 対象者には福島医科大学より順次「甲状腺検査のお知らせ」を発送済み。
- 検査受診者は、当該「甲状腺検査のお知らせ」を検査会場に持参して検査を受診する。
- 伊達市、田村市、大熊町の小中学校生等は、当該市町の学校（大熊町は会津若松市）にまとまって在校しているので、当該市（大熊町の小中学校生等は会津若松市）の学校において検査日を指定して検査を実施する。
- 伊達市、田村市の対象者（小中学校生以外）は、対象者の殆どが当該市内にとどまっているので、伊達市、田村市内の検査施設で検査日時を指定して検査を実施する。
- 上記以外の町村の対象者（伊達市、田村市、大熊町（小中学校生等）以外の対象者）は、県内13カ所の検査施設に来ていただき検査を実施する。
※対象者（保護者）の希望により検査日時、場所を決定する。

4 検査実施方針等

- 学校で検査を実施するにあたっては、学校行事や受験時期が重なる3月を避けて検査を実施する。
- 対象者（保護者）の利便性を考慮し、同一場所で可能な限り、連続した検査日を設定し、検査日を選択しやすくする。

甲状腺全県先行検査(避難区域等市町村)検査実施計画(平成24年1月から3月) No.2

| 実施市町村 | 検査実施場所 | 住 所 | 検査日・検査時間 | 備考 |
|-------|---------------------------|---------------------------------|--|----|
| 福島市 | 福島市保健 福祉センター | 〒960 - 8002 福島市森合町10番1号 | 平成24年2月9日、10日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 伊達市 | 伊達ふれあい センター | 〒960 - 0502 伊達市箱崎字川端7 | 平成24年1月10日、12日、17日、19日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| | 保原市民 センター | 〒960 - 0612 伊達市保原町字宮下111 - 4 | 平成24年1月11日、13日、18日、20日、23日、27日、30日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 二本松市 | 二本松市市民 交流センター | 〒964 - 0917 二本松市本町二丁目3番地1 | 平成24年3月21日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 郡山市 | 郡山市労働 福祉会館 | 〒963 - 8014 郡山市虎丸町7番7号 | 平成24年2月27日、28日、29日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 田村市 | 田村市船引保健 センター | 〒963 - 4312 田村市船引町船引字源次郎131 | 平成24年2月13日、14日、20日、3月1日、5日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| | おおごえ ふるさと館 | 〒963-4111 田村市大越町上大越字水神宮62-1 | 平成24年3月2日、6日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| いわき市 | いわき市中央台 公民館 | 〒970-8044 いわき市中央台飯野四丁目5番地の1 | 平成24年3月1日、15日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| | 広野町役場湯本支所 FDK(株)いわき工場内 | 〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜之前5 | 平成24年3月6日、7日、8日、9日、16日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 相馬市 | 相馬市総合 福祉センター | 〒976 - 0013 相馬市小泉字高池357 | 平成24年3月22日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 白河市 | 白河市中心 保健センター | 〒961 - 0054 白河市北中川原313 | 平成24年3月23日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 会津若松市 | 河東保健 センター | 〒969 - 3481 会津若松市河東町郡山字中子山44 | 平成24年3月12日、13日、14日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |
| 南会津町 | 南会津町保健 センター | 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字宮本東22 | 平成24年3月9日 午前9時から12時まで、午後2時から5時まで | |

県外検査実施機関等での検査実施等について

1 県外検査実施機関認定基本方針

- 基本的には、内分泌・甲状腺外科専門医、甲状腺学会専門医、内分泌代謝科専門医（小児）、超音波専門医（体表）が所属する医療機関等を県外検査実施機関として認定する。
- 46都道府県に少なくとも1以上の検査実施機関を認定する。
（避難者数の多い都道府県においては、原則として複数以上の検査実施機関を認定する。）

2 県外避難者数（平成23年11月21日現在）

- 避難区域等市町村10,453名、避難区域等以外市町村9,645名
（※市町村から提供された住民データに基づく人数）

■県外検査実施機関認定スケジュール

| 項目 | 内容等 | H24.1 | H24.2 | H24.3 | H24.4以降 | 備考 |
|------------------|--------------------|-------|-------|-------|---------|----------------------|
| 県外検査実施機関との協議 | 検査実施担当医師との協議及び内諾等 | | | | | |
| | 検査実施機関との協議（事務局ベース） | | | | | 検査機器等確認及びデータ管理環境整備 |
| 県外検査実施機関の決定 | 検査実施機関の承諾、関係諸規定の送付 | | | | | 交付金交付制度説明及び周知 |
| 県外検査実施機関において検査実施 | 県外避難者等に対する検査の実施 | | | | | 避難区域等市町村対象者より順次検査を実施 |

(参考) 甲状腺検査結果通知内容

〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇町一丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 様

受付番号#

平成23年〇〇月〇〇日

福 島 県

福島県立医科大学

甲状腺検査の結果についてのお知らせ

この度は、私どもが実施した「甲状腺検査」をお受けいただきましてありがとうございました。

今回の甲状腺超音波検査の結果について、慎重に診断を行い、次のとおり判定しましたのでお知らせいたします。

なお、次回の検査は、平成26年度以降に実施いたします。今回、異常がみられなかった方も受診されることをお勧めします。

今後も、県民の皆様の健康を見守るため甲状腺検査を継続して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(A1) 異常は見られませんでした。

(A2) 小さな結節（しこり）や嚢胞（のうほう液体が入っている袋のようなもの）がありますが、二次検査の必要はありません。

(B) 二次検査をお勧めします。なお、二次検査の実施につきましては、別途お知らせします。

(C) 甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を受けていただくことが必要です。

※ (A1)、(A2)、(B)、(C)のうち、いずれかを記載

※ 結果について、詳しくは裏面の解説をご覧ください。

※ このお知らせは、後日お送りする「健康管理ファイル」に記録・保存していただくこととなりますので、大切に保管されるようお願いいたします。

甲状腺検査の結果についての説明



福 島 県
福島県立医科大学

今回、検査結果を受け取られた方は、引き続き、次回（平成26年度以降）の検査も受けられることをお勧めします。

(A1)と判定された方及びその保護者の皆様へお伝えします。

異常は見られませんでした。二次検査の必要はありません。

(A2)と判定された方及びその保護者の皆様へお伝えします。

小さな結節（しこり）や^{のうほう}嚢胞（液体が入っている袋のようなもの）※の場合は、通常、二次検査の必要はありません。

※5mm以下の結節（しこり）や、または20mm以下の^{のうほう}嚢胞（液体が入っている袋のようなもの）は、現在の診断基準から、二次検査で細胞診をする必要はないとされております。

(B)二次検査を勧められた方（※）及びその保護者の皆様へお伝えします。

二次検査の対象となった皆様の大部分は良性の結節（しこり）であることが予想され、以前から存在していた可能性が高いと考えられます。念のため二次検査（詳細な甲状腺の超音波検査、血液検査、尿検査）を行います。なお、必要があれば甲状腺細胞診検査を行う場合があります（詳しくは別紙をご覧ください）。

(C)二次検査を直ちに受けていただく方（※）及びその保護者の皆様へお伝えします。

甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を受けていただくことが必要です。場合によっては、福島県立医科大学から連絡いたします。

※(B)および(C)と判定された方へ

原発事故による放射線の影響で、小児の甲状腺にしこりができたのではないかと心配されている方もいらっしゃるかとは思いますが、今回の検査はあくまでも現在の甲状腺の状態を把握するためのものです。

以上のことから、二次検査が必要ということが放射線による影響が甲状腺に現れたということではありません。

「基本調査 問診票」の提出はお済みでしょうか？

基本調査は、各個人が受けた被ばく線量を把握し、皆様方の健康を長年にわたり見守るための基礎資料となる大切なものです。また、甲状腺検査のフォローを行っていく上でもとても大切ですので、是非ご記入の上、返送して下さるようお願いいたします。

【甲状腺検査に関するお問い合わせ先】

福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター（県民健康管理調査事務局）

電話番号 024-549-5130（9:00～17:00 土日祝日を除く）

□ 甲状腺検査結果の評価について

甲状腺検査を実施するにあたっては、学内外の専門委員会での協議を踏まえ、以下のとおり取扱い及び判定基準を設定しました。

◇A判定 次回（平成26年度以降）の検査を受けることをお勧めするもの

A1：異常が認められなかったもの

A2：5.0mm以下の結節（しこり）や20.0mm以下の嚢胞

※通常の診断においても、次回の検査までの間に自覚症状等が出現しない限り追加検査は必要ないとされております。

◇B判定 二次検査を要するもの

B：5.1mm以上の結節（しこり）や20.1mm以上の嚢胞

◇C判定 直ちに、二次検査を要するもの

C：甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するもの

今回取りまとめた3,765人（福島県立医科大学において検査を実施した分）の結果は、これまでの診療から想定された有所見率を超えるものではなく、A判定（A1判定、A2判定）は99.3%であり、B判定は0.7%、C判定はありませんでした。

また、現時点では、放射線の影響は考えにくく、二次検査の対象となったB判定の方の大部分は良性の結節（しこり）であることが予想され、以前から存在していた可能性が高いと考えられます。

なお、A2判定（小結節・小嚢胞有り 29.7%）は、甲状腺超音波検査を実施した場合、通常でもそれなりに多く認められる良性所見とされており、こうした小結節・小嚢胞は治療等の対象とならず、経過観察とされています。また、超音波検査のみの診断で十分であり、追加検査は必要ありません。

現在行っている第1回目の検査は、あくまでも現在の甲状腺の状態を把握するためのものであり、今後の長期的な検査の基礎となるものと位置付けて実施しているものです。

チェルノブイリの教訓も考慮し、事故当時概ね18歳以下の全県民を対象として甲状腺の超音波検査を継続的に行うこととしています。

健康診査の実施状況について

1 目的

今回の東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴い、国の警戒区域等に指定された区域に居住していた住民を中心に、多くの方が突然避難を余儀なくされ、生活スタイルが今までとは全く異なるものとなったり、その食生活や運動習慣などの生活習慣にも大きな変化があったり、さらには、受診すべき健康診査も受けることができなくなるなど、自分の健康に不安を抱えている状況にある。

県民の健康管理を図るためには、放射線の影響の評価のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていくことが必要であることから、避難区域等の住民については、健康診査を実施することとしている。

2 実施計画等

(1) 対象者

避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方

[避難区域等]

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の全域
及び伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

(2) 健康診査の項目

全ての年齢区分について、放射線の影響のみならず、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていくことを主眼に検査項目を設定。

16歳以上については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条に基づく「特定健康診査」の検査項目を基本として、一定の追加項目を付加して実施することとしている。

◆年齢区分別検査項目◆

| 年齢区分 | 検査項目 |
|---------------------------|--|
| 0歳～6歳 (就学前乳幼児) | 身長、体重、 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画) |
| 7歳～15歳 (小学校1年生～中学校3年生) | 身長、体重、血圧、 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画) [希望による追加項目] 血液生化学(AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、 血清クレアチニン、eGFR、尿酸) |
| 16歳以上 | 身長、体重、腹囲(BMI)、血圧、 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画) 尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血) 血液生化学(AST、ALT、 γ -GTP、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、空腹時血糖、 血清クレアチニン、eGFR、尿酸) ※下線部は、通常、特定健康診査では検査しない追加項目 |

3 「健康診査」実施状況

既存の健診制度を活用するとともに、避難区域等の住民が県内外に避難している状況を踏まえて、健康診査の実施体制を構築。

◆県内に居住している対象者◆

16歳以上については、既存の健診と県民健康管理調査「健康診査」を一度で受診できるように、市町村の実施する特定健康診査等において、追加項目を上乗せして同時実施するとともに、同時実施ができない方を対象に県内各地で集団健診方式で健康診査を実施。

15歳以下の小児については、小児の特性に対応できるように、小児科医に協力をいただき、医療機関において健康診査を実施。

◆県外に避難している対象者◆

全国各地に避難している状況を踏まえ、2月中には県外の医療機関で健康診査を受診できるように調整中。15歳以下の小児については、県内と同様に、小児科を標榜する県外医療機関で受診できるように調整中。詳細は、次表のとおり。

◆16歳以上◆

| 区分 | 県内に居住している対象者 | |
|-------|------------------------|---|
| | 主に国保特定健診対象者 及び後期高齢者 | 左記以外（社保加入者、 19歳～39歳国保加入者等） |
| 実施方法等 | ◆市町村の特定健診に項目を上乗せして同時実施 | ◆避難者が多い市町村の保健センター等の公的施設において集団健診方式で実施 ◆県内29会場、述べ86回実施 |
| 時期 | ◆平成23年7月～ | ◆平成24年1月14日～3月18日 |

| 区分 | 県外に避難している対象者 | |
|-------|--|-----------------------------------|
| | 主に国保特定健診対象者 及び後期高齢者 | 左記以外（社保加入者、 19歳～39歳国保加入者等） |
| 実施方法等 | ◆市町村が独自に県外避難者に対して特定健診等を実施する場合に項目を上乗せして同時実施 | 【予定】 ◆県外の指定された医療機関で受診できるように調整中 |
| 時期 | ◆平成23年11月～ | ◆平成24年2月～3月 |

◆15歳以下◆

| 区分 | 県内に居住している対象者 | |
|----|--------------|--|
| | 実施方法等 | ◆日本小児科学会福島地方会に所属する小児科医のうち、県民健康管理調査に協力いただける医師を「指定小児科医」として登録し、当該指定小児科医が所属する医療機関において健診を実施 ◆平成24年1月19日現在、123名の指定小児科医を登録し、81の医療機関において小児健康診査が受診可能となっている |
| 時期 | ◆平成24年1月～2月 | |

| 区分 | 県外に避難している対象者 | |
|----|--------------|---|
| | 実施方法等 | 【予定】 ◆県外の指定された小児科を標榜する医療機関で実施できるように調整中 |
| 時期 | ◆平成24年2月～3月 | |

こころの健康度・生活習慣に関する調査について

1 目的

今回の東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に伴う放射線による健康の影響については、現時点の放射線等の状況から考えて極めて少ないと考えられている。しかしながら、チェルノブイリ原発事故の健康への長期的影響として、心身における変調が主要な問題の一つとして指摘されたところである。福島県の県民においても、放射線への不安や避難生活等により、精神的な苦痛を受けていることが予想される。

また、このたびの大震災により、近親者が亡くなったり、家屋などの財産を喪失したり、恐怖体験をすることにより、心的外傷(トラウマ)を負った県民も多いと予想されることから、県民のこころの健康度や生活習慣を把握し、適切なケアを提供するため、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を実施する。

2 対象者

避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた方(約21万人)

〔避難区域等〕

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部(特定避難勧奨地点関係地区)

3 実施計画

(1) 調査方法

対象者に対して、調査票(自記式または保護者回答)を郵送する。

(2) 調査区分

| 区分 | 対象者 | 備考 |
|------|---|-------|
| 一般成人 | 平成7年4月1日以前に生まれた方 (3月11日時点で高校生以上) | 自記式 |
| 子ども③ | 平成7年4月2日から 平成10年4月1日までに生まれた方 (3月11日時点で中学生) | 一部自記式 |
| 子ども② | 平成10年4月2日から 平成16年4月1日までに生まれた方 (3月11日時点で小学生) | 保護者回答 |
| 子ども① | 平成16年4月2日から 平成23年3月10日までに生まれた方 (3月11日時点で就学前乳幼児) | 保護者回答 |

(3) 主な調査項目

- ・現在のところとからだの健康状態について
- ・生活習慣について（食生活、睡眠、喫煙、飲酒、運動）
- ・最近半年の行動について
- ・東日本大震災の体験について など

(4) 調査後の対応

- ①回答内容を、医科大学の医師等が評価・分析する。こころの健康上、相談・支援の必要があると判断された方には、臨床心理士等による「こころの健康支援チーム」が電話相談等を行う。
- ②電話相談等により医師の診察が必要と判断された場合は、県内医療機関の「登録医師（※次項参照）」を紹介する。
- ③登録医師の判断により、さらに専門家によるこころのケアが必要と判断された場合には、医科大学等（通常の診療行為）で対応する。具体的には、小児においては「こどものこころ診療センター」、それ以外は「心身医療科」で対応する。
- ④こころの健康支援チームが放射線に関する相談を受け、当該専門医師等の対応が必要と判断された場合には、医科大学の教員による「放射線健康相談チーム」において対応する。また、放射線の影響による健康相談等のうち、直接診察が必要な場合には、専門医師等による対応を検討する。

4 登録医師

(1) 定義

こころの健康度・生活習慣に関する調査等の結果、精神科・小児科等の医師による診察が必要だと判断された場合に、その診療にあたる医師。

(2) 登録有資格者

医科大学が主催する講習会等を受講した医師。なお、医科大学が認定する講習会等も含む。

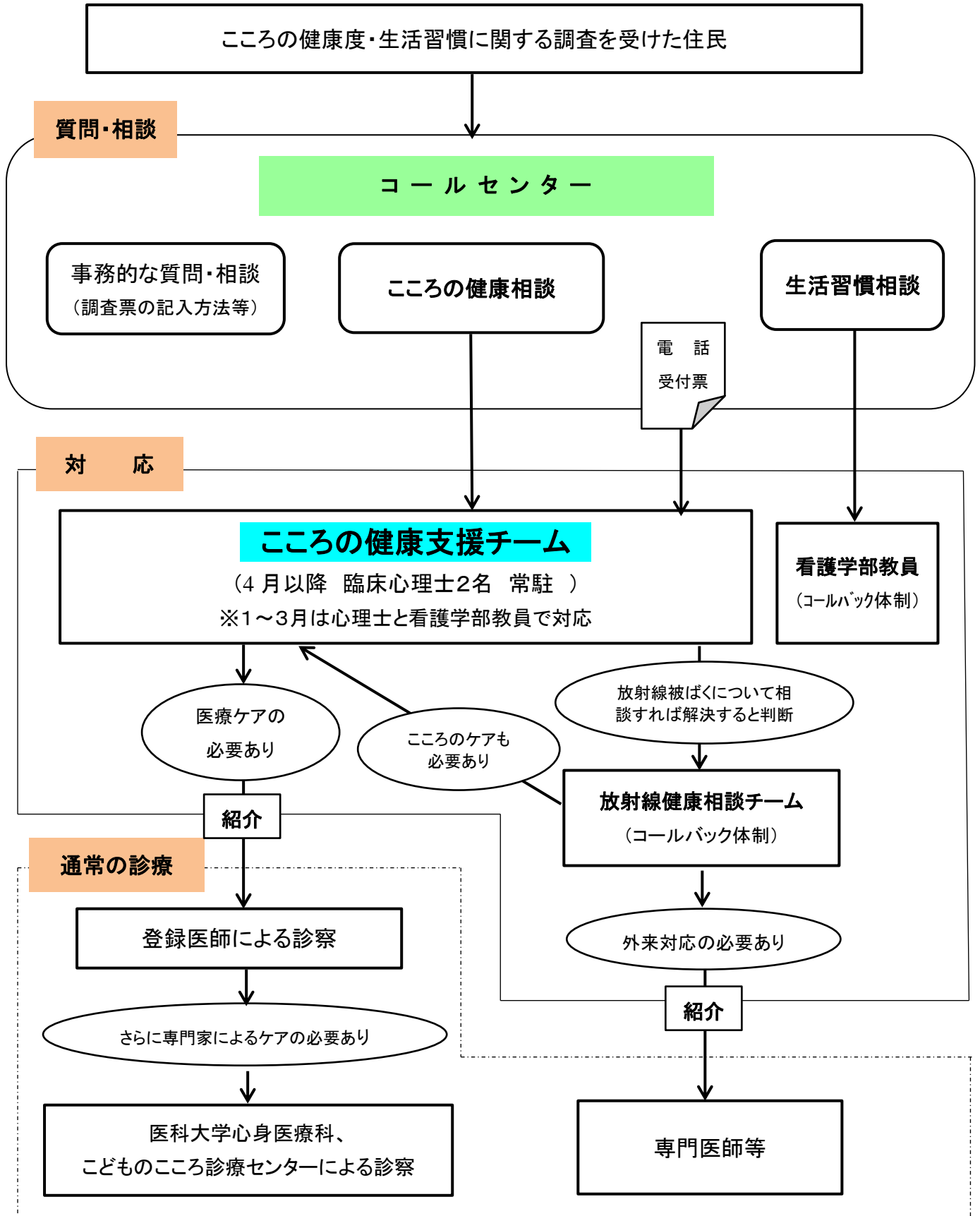
登録医師数：93名（55医療機関）（1月18日現在）

5 スケジュール（案）

| 実施事項 | 年月 | H23 | H24 | | | |
|--------------|----|-----------|-----|----|----|-----|
| | | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月～ |
| 登録医の講習会 | | | | | | |
| 調査票の印刷・発送 | | 1/18～順次発送 | | | | |
| 調査票の回収・データ入力 | | | | | | |
| 評価・分析 | | | | | | |
| 相談・支援 | | | | | | |

こころの健康度・生活習慣に関する調査 対応フロー

【対象：避難区域等の住民(約21万人)】



妊産婦に関する調査について

1. 目的

今回の東日本大震災による東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、福島県民におかれては、これまでの生活とは全く異なる避難生活を余儀なくされ、生活習慣が大きく変化するなど、多大な不安やストレスを抱えている方が多い。特に、妊産婦の方においては、医療機関の変更や定期受診等ができなくなり、ご自身やお子様の健康管理が十分に行えない状況にある。

これらを踏まえ、妊産婦の方を対象に、健康状態等を把握して今後の健康管理に役立てていただくとともに、これから新しく福島県内で分娩を考えている方たちへ安心を提供し、今後の福島県内の産科・周産期医療の充実へつなげることを目的に、「妊産婦に関する調査」を実施する。

2. 対象者

○平成22年8月1日から平成23年7月31日までに、県内各市町村において母子健康手帳を交付された方（約1万6千人）。

○県外市区町村から母子健康手帳を交付された方のうち、県内に転入または滞在して3月11日以降に県内で妊婦健診を受診や分娩した方（いわゆる里帰りをした方）

3. 実施計画

(1) 調査方法

対象者に対して、「妊産婦」に関する調査票を福島県立医科大学（以下「医科大学」という。）より送付する。

(2) 主な調査項目

- ・ 震災後の妊娠健康診査の受診状況について
- ・ 妊娠経過中の健康状態について
- ・ 出産状況について
- ・ 妊産婦のこころの健康度について など

(3) 調査後の対応

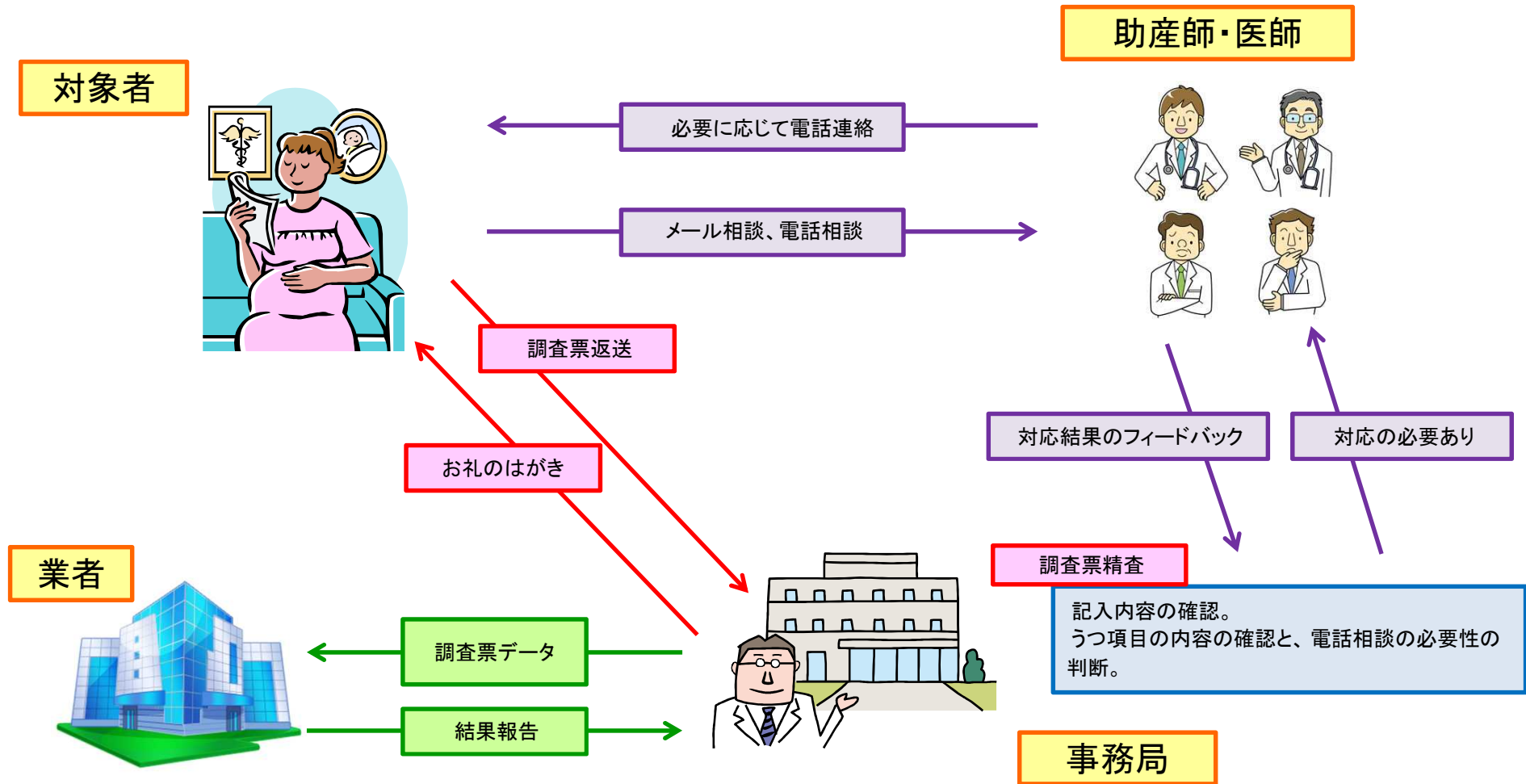
①健康管理や育児相談等心配ごとに適切に対応するため専用回線を設け、助産師・保健師が育児相談をはじめとした心配ごと、その他のご相談に応じる。また、場合によっては個別にメールにての相談に応じる。加えて、回答内容により支援が必要と判断された方には、医科大学の助産師・看護師から電話をかけ相談に応じる。

②電話相談等により医師の対応が必要と判断された場合は、かかりつけの産婦人科の医師が対応し、必要に応じ医科大学の医師等が対応する。また、県外避難者でかかりつけ医のいない方は医科大学の医師等が対応する。

4. スケジュール

| 実施事項 | 年月 | H23 | | | | H24 | |
|---------------|----|-----|----|----|----|-----|---|
| | | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月～ | |
| 県内外産婦人科医へ協力依頼 | | ■ | | | | | |
| 調査票の印刷・発送 | | | ■ | ■ | | | |
| 調査票の回収・データ入力 | | | ■ | ■ | ■ | | |
| 評価・分析 | | | | | ■ | ■ | |
| 相談・支援 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |

妊産婦に関する調査フロー図



■ 福島県『放射線と健康』アドバイザーグループ

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散を踏まえ、県民健康調査「基本調査」や個人線量計測定等、県内において、外部被ばく、内部被ばくの測定が行われている。

こうした調査結果等を県民にお知らせする際、測定により得られた情報を正確に還元し、放射線に関する適切な情報の普及を図ることが重要であることから、専門的な見地から広く助言等を行うため、複数の放射線等の専門家を構成員として「福島県『放射線と健康』アドバイザーグループ」（以下、「アドバイザーグループ」という。）を下記のとおり設置した。（平成 23 年 12 月 5 日設置）

記

1 アドバイザーグループにおける主な用務

① 市町村からの要請に応じて、放射線量の測定結果を評価し、還元方法等について助言等を行う。

※ 助言は、市町村からの要請を受け、県事務局（健康管理調査室）において、各アドバイザーに意見を求め、その内容（結果）を市町村にお伝えし行う。

② 住民と直接触れ合う機会が多い医療従事者・学校関係者・市町村職員等を対象とした市町村や県が主催する講演会、研修会（勉強会）等での講師を担うことで、県民の放射線に関する理解の促進を図る。

2 アドバイザーグループメンバー

裏面のとおり

3 経費等

アドバイザーグループ運営に係る経費は、原則、県が負担する。

※市町村が主催する研修会等の実施に係る費用（会場費等）は、主催者負担

4 実績・予定

(1) 助言等

新地町（12/7）、棚倉町（12/22）、中島村（12/22）、
平田村（12/26）、昭和村（12/26）、
玉川村（1/12）、小野町（1/12）、鮫川村（1/12）
会津坂下町（1/17）、三春町（1/17）

(2) 講師派遣

別面のとおり

福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ グループ員

| | 氏名 | 現職 |
|----|-------|---|
| 1 | 大津留 晶 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線健康管理学講座 教授 |
| 2 | 甲斐 倫明 | 公立大学法人大分県立看護科学大学 環境保健学研究室 教授 |
| 3 | 神谷 研二 | 国立大学法人広島大学 原爆放射線医科学研究所長 |
| 4 | 熊谷 敦史 | 長崎大学病院国際ヒバクシャ医療センター 助教 |
| 5 | 児玉 和紀 | (財)放射線影響研究所 主席研究員 |
| 6 | 坂井 晃 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線生命科学講座 教授 |
| 7 | 宍戸 文男 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学講座 教授 |
| 8 | 杉浦 紳之 | 独立行政法人 放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター長 |
| 9 | 鈴木 啓司 | 国立大学法人長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 原爆後障害医療研究施設 准教授 |
| 10 | 高村 昇 | 国立大学法人長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科 原爆後障害医療研究施設 放射線疫学分野 教授 |
| 11 | 立崎 英夫 | (独)放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター 被ばく医療部障害診断室長 |
| 12 | 細井 義夫 | 国立大学法人広島大学 原爆放射線医科学研究所 放射線災害医療研究センター 教授 |
| 13 | 松田 尚樹 | 国立大学法人長崎大学 先導生命科学研究支援センター 教授 |
| 14 | 山下 俊一 | 公立大学法人福島医科大学 副学長 |
| 15 | 吉田 光明 | 国立大学法人弘前大学 被ばく医療総合研究所 放射線生物学部門 教授 |
| 16 | 宮崎 真 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学講座 助教 |

(平成 23 年 12 月 5 日現在：五十音順、敬称略)

□ 市町村等からのアドバイザーグループへの依頼に基づく講演会等の実績及び予定(～2月)

| | 日時 | 場所 | 対象者 | 内容 (敬称略) | 参加者数 |
|----|-------------------------------|-----------------------|---|--|------|
| 1 | 平成23年12月27日(火) 17:30～19:00 | 楡葉町会津美里出張所 2階会議室 | 楡葉町役場職員 | 講演「放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線医学講座 助手 宮崎 真 | 33 |
| 2 | 平成24年1月19日(木) 13:30～15:00 | 御蔵入交流館 | 南会津町職員(保健関係、保育所、学校関係) | 講演「放射線と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 救急医療学講座 助教 長谷川 有史 | 20 |
| 3 | 平成24年1月24日(火) 14:00～16:00 | 喜多方市保健センター 3階 大会議室 | 喜多方市職員 | 講演「放射線の健康影響とリスク」 講師 長崎大学病院 国際ヒバクシャ医療センター 助教 熊谷 敦史 | |
| 4 | 平成24年1月25日(水) 15:30～17:00 | 塙町勤労福祉会館 大研修室 | 塙町職員、保育士、幼稚園教諭、教職員 | 講演「放射線健康リスク管理」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線生命科学講座 教授 坂井 晃 | |
| 5 | 平成24年1月28日(土) 10:30～12:00 | 棚倉町保健福祉センター | 棚倉町民(主に中学生以下の子供がいる親) | 講演「放射線と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線医学講座 助教 佐藤 久志 | |
| 6 | 平成24年2月5日(日) 13:00～15:00 | 下郷町ふれあいセンター | 下郷町線量計実施乳幼児、小中学生保護者、妊婦 | 講演「放射線と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 救急医療学講座 助教 長谷川 有史 | |
| 7 | 平成24年2月9日(木) 18:00～ | 昭和村保健医療福祉総合 センター | 昭和村 教職員、村関係者及び保護者 | 講演「放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線医学講座 助手 宮崎 真 | |
| 8 | 平成24年2月17日(金) 13:30～ | 会津大学 | 医療関係者、食生活改善推進員 [会津地区公衆衛生大会] | 講演「(仮題)放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線健康管理学講座 教授 大津留 晶 | |
| 9 | 平成24年2月18日(土) 10:30～12:15 | 会津若松市 生涯学習センター | 会津・南会津管内市町村保健福祉担当職員 福島県市町村保健活動推進協議会会津部会会員 会津・南会津保健福祉事務所職員 | 講演「(仮題)放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線健康管理学講座 教授 大津留 晶 | |
| 10 | 平成24年2月21日(火) 14:00～16:00 | 喜多方市総合福祉セン ター | 喜多方市民(喜多方市保健委員、食生活改善推 進員等) | 講演「放射線の健康影響とリスク」 講師 長崎大学病院 国際ヒバクシャ医療センター 助教 熊谷 敦史 | |
| 11 | 平成24年2月27日(月) 14:00～16:20 | 福島市市民会館 | 福島市学校管理職 | 講演「(仮題)放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線健康管理学講座 教授 大津留 晶 | |
| 12 | 平成24年2月27日(月) | 平田村中央公民館 | 平田村職員、一般村民等 | 講演「放射能と健康について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 放射線医学講座 助手 宮崎 真 | |

□参考：福島県保健福祉部健康管理調査室主催の講演会等の実績

| | 日時 | 場所 | 対象者 | 内容 (敬称略) | 参加者数 |
|---|--------------------------------|--------------------------|---|---|------|
| 1 | 平成23年8月17日(水) 13:30~16:30 | 福島県県北保健福祉事務所 2階 大会議室 | (1)市町村の地域保健福祉担当者 (2)県保健福祉部各課(室)及び保健福祉事務所の担当者 | (1)講演「福島原発事故の健康影響について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 副学長 山下 俊一 (2)県民健康管理調査について 説明者 福島県災害対策本部救援班 県民健康管理調査チーム (3)県民健康管理調査の詳細調査について 説明者 公立大学法人 福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授 安村 誠司 | 59 |
| 2 | 平成23年8月18日(木) 13:30~16:30 | 郡山市医療介護病院 大会議室 | (1)市町村の地域保健福祉担当者 (2)県保健福祉部各課(室)及び保健福祉事務所の担当者 | (1)講演「福島原発事故の健康影響について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 副学長 山下 俊一 (2)県民健康管理調査について 説明者 福島県災害対策本部救援班 県民健康管理調査チーム (3)県民健康管理調査の詳細調査について 説明者 公立大学法人 福島県立医科大学 医学部公衆衛生学講座 教授 安村 誠司 | 57 |
| 3 | 平成23年8月19日(金) 13:30~16:30 | 会津若松市コミュニティ施設 ピカリンホール | (1)市町村の地域保健福祉担当者 (2)県保健福祉部各課(室)及び保健福祉事務所の担当者 | (1)講演「福島原発事故の健康影響について」 講師 公立大学法人 福島県立医科大学 副学長 山下 俊一 (2)県民健康管理調査について 説明者 福島県災害対策本部救援班 県民健康管理調査チーム (3)県民健康管理調査の詳細調査について 説明者 公立大学法人 福島県立医科大学 医学部器官制御外科学講座教授 乳腺・内分泌・甲状腺外科部長 鈴木 真一 | 51 |
| 4 | 平成23年12月8日(木) 10:00 ~ 15:30 | コラッセふくしま 4階 多目的ホール | (1)市町村の地域保健福祉担当者 県保健福祉事務所の担当者 (2)市町村教育委員会担当者 教育事務所担当者 (3)幼・小・中・高・特別支援学校の 教員(市町村立学校を除く) (4)県内に本部・支部がある医療 保険者に所属する保健師等 | (1)講演「放射線の基礎」 講師:独立行政法人 放射線医学総合研究所 緊急被ばく医療研究センター 杉浦 紳之 (2)講演「放射線の健康影響とリスク」 講師:独立行政法人 放射線医学総合研究所 医療被ばく研究プロジェクト 小橋 元 (3)講演「放射線防護」 講師:独立行政法人 放射線医学総合研究所 規制科学研究プログラム 米原 英典 | 246 |

県民健康管理ファイル 概要（案）

1 目的

福島県民は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、今後、相当長期にわたり放射線の健康への影響を踏まえた生活を余儀なくされている。

このため、現在、県民健康管理調査において各種調査や検査を実施しており、これらの結果等を一括して保存して、自らの健康状態を把握し、今後の健康の維持・増進に役立てていただくよう、県民健康管理ファイルを作成・配付する。

なお、ファイルには、放射線の影響を正しく理解し、放射線とその他の生活上のリスクとを考慮した生活に資するよう必要な資料、データを添付する。

2 対象者

全県民

※まず、県民健康管理調査基本調査の回答者への結果通知に合わせ送付。

3 体裁

A4 クリアーファイル 18 ポケット

A4 両面 10 頁差し込み

4 構成・内容

資料・データ部分に関しては、全県民（年齢層）配付を踏まえて、オモテ面に重点となる内容を、イラスト入りで簡潔に、ウラ面にその解説（詳細）を掲載する。

- 1 枚目：表紙・本人情報
- 2 枚目：データ・主な出来事／県民健康管理ファイルについて
- 3 枚目：自然放射線
- 4 枚目：放射線の管理
- 5 枚目：放射線の健康影響
- 6 枚目：放射線被ばく
- 7 枚目：健康の保持・増進
- 8 枚目：用語
- 9 枚目：線量測定値記録／健康の記録
- 10 枚目：健診・がん検診受診の記録

5 監修

- ・福島県「県民健康管理調査」検討委員会
- ・福島県「放射線と健康」アドバイザーグループ